

○第87回プリオン専門調査会

日時：平成26年10月23日（木）10：00～11：38

場所：食品安全委員会 大会議室

議事概要：

1. 「ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について

- ・ブラジルからの追加資料に基づき、2例目の牛海綿状脳症（BSE）等について事務局からの説明を行った。
- ・その後、ブラジル評価書（案）について山本専門委員及び事務局から説明が行われ、審議が行われた。
- ・審議の結果、ブラジルについては、
 - ① ブラジルにおいて、各段階におけるBSEの発生防止対策は適切に行われているものと判断される。ブラジルにおけるBSEの発生は2頭であり、出生年月でみた場合、2002年までに生まれた1頭の牛を最後に、それ以降12年にわたり、BSEの発生は確認されていない。
 - ② 出生年月でみたBSEの最終発生から11年以上発生が確認されなければ、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、日本と同様、今後、ブラジルにおいて定型BSEが発生する可能性は極めて低いものと考えられる。

なお、日本においては、現在、と畜場における牛のBSE検査により、BSE対策の有効性を確認するための検証が実施されている。
 - ③ したがって、ブラジルにおける牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、現行の管理措置においてはブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓（SRM*以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症の可能性は低いと考える。
- ・上記を踏まえ、諮問内容のブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る輸入条件については、よりリスクを低減する観点から、日本におけるリスク管理措置を参考にリスク管理機関において適切に設定することと評価された。

*SRMの範囲（日本）：全月齢の扁桃及び回腸遠位部（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）

- ・評価書（案）の一部修正については座長一任とされ、修正後、食品安全委員会に報告することとなった。

2. その他

- ・BSE対策におけるゼラチン等に係る規制の見直し及び牛肉骨粉等の養魚用飼料としての利用に関する食品健康影響評価について、事務局から報告した。
- ・次回の開催については、日程調整の上、決定することとされた。

以上